

平成28年に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもある(第4条)と明記されています。

ゆえに、町は国や県などと連携し犯罪被害者支援はもとより、再犯を防止し新たな被害者を生み出さないためにも犯罪をした人などへの支援を行っております。

※日本人、外国人の区別はありません。

◎ 再犯防止施策でいう「犯罪をした者等」とは

犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいいます。

警察で懲罰処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人なども含みます。

◎ 犯罪の種類

犯罪の種類は様々です。

いくつか例を挙げますと・・・覚醒剤取締法・道路交通法・横領・背任・放火・強制性交等・強制わいせつ・詐欺・窃盗・傷害・暴行・強盗・殺人など

◎ 主な支援内容については、課をまたいで多岐にわたる

○ 住居確保

広島県居住支援協議会などを通じて住宅の確保と、入居支援を図る

○ 就労支援

法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」などを紹介

保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を図りながら生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や支援関係機関・ハローワーク・竹原大崎地区協力雇用主会などとの連携による就労支援と離職防止

○ 保健医療・福祉サービスの提供

保健医療、福祉が必要な人に速やかに提供されるよう、広島県地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携

○ 修学支援

犯罪・非行をした少年への修学支援、支援団体へのつなぎ

○ 相談等支援

犯罪や非行をした人、その家族についても、民生委員・児童委員、保護司などの地域関係者と連携しながら相談等支援

○ 広報・啓発

広報やイベントなどで周知

「社会を明るくする運動」などにより更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、竹原警察署管内防犯組合連合会等、犯罪を防止する活動を行う団体と連携し啓発

再犯防止施策の推進には、地方公共団体と刑事司法関係機関、社会福祉施設を始めとした地域の関係機関・団体との緊密な連携及び情報共有

生活困窮者自立支援制度

★自立相談支援事業

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、大崎上島町より委託を受けて運営しています。

経済的な問題だけでなく生活での困りごと、就職先がうまく見つけられない、どこに相談をすればいいかわからないなど、お悩みがありましたら、まずは相談窓口にご相談ください。どうしたらいいかを一緒に考えて、必要に応じて専門機関を紹介するなど、解決に向けて支援していきます。

★就労準備支援事業

働いた経験がない、働いていたがすぐにやめてしまう、離職後長期間のブランクがある、社会とのかかわりに不安がある、他の人とのコミュニケーションが苦手などの理由で、直ちに就労が困難な方に対し、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

★家計改善支援事業

家計収支に課題を抱えている方に対して相談に応じるとともに課題解決に向けて、家計再生に向けた支援を行います。

連絡先

社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会

725-0401

広島県豊田郡大崎上島町木江 5-9

☎ 0846-62-1718

★住宅確保給付金

離職や廃業により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方を対象として、一定の要件のもと、家賃相当分の給付金を支給します。

連絡先

大崎上島町役場 福祉課

725-0401

広島県豊田郡大崎上島町木江 4978

☎ 0846-62-0302